

令和 7 年度  
阿賀町業務用プリンター調達  
仕様書

令和 7 年 5 月  
株式会社カシックス

## 第1章 総則

この仕様書は、阿賀町業務用プリンターの調達に適用する。本仕様書に示す機器等の仕様については、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、機器等が当然備えるべき事項については含まれるものとする。

なお、受注者はこの仕様書の内容を忠実に履行するほか、本件にかかる全体的な実施要領及び手順等については、発注者の指示に従うものとする。

## 第2章 業務の目的

今回の更新対象となっている端末機器等は、導入から5年以上が経過している。そのため、情報セキュリティ上の脅威に備え、かつ、現在の業務に必要な処理能力を備えた機器を導入することにより、事務処理のより一層の効率化・高度化を図ることを目的とする。

## 第3章 業務の概要

### 1. 履行場所

#### (1) 納入場所

本件機器の納入場所については、以下のとおりとする。

阿賀町役場（1F）

〒959-4402

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580

#### (2) 性能諸元、数量等

第6章の機器仕様によるものとする。

#### (3) 履行期間

原則として令和7年7月31日（木）まで

### 2. その他

#### (1) 搬入

事前に発注者と協議を行い、納入場所において、受注者の負担により搬入を行うこと。

## 第4章 守秘義務

### 1. 開示・漏えいの禁止

受注者は、本件業務の遂行上知り得た情報を他に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、下記に該当するものは、この限りでない。

- (1) この契約への違反によらずに公知であるか、または情報入手後に公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 本件業務と無関係に、当事者が開発した情報
- (4) 履行期間終了後の取扱いについて、書面による同意を事前に得て開示された情報

(5) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

## **2. 納入後の取扱い**

受注者は、本業務の履行期間終了後、速やかに、規定する情報（以下「非開示情報」という。）が記載または記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を発注者に返還し、返還が不可能または困難な場合には、発注者の指示に従って、当該媒体を再生不可能な状態に消去または廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、履行期間終了後もなお有効とする。

## **3. 検査及び報告**

発注者は受注者に対し、個人情報又は非開示情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で受注者の実施する業務の作業場所に受注者の事業の妨げにならない方法で立ち入り調査を行うことができる。発注者が、第三者機関に受注者の監査を実施させる場合も同様とする。発注者が受注者に対し、個人情報又は非開示情報の管理状況について報告を求めたときは、受注者はすみやかに必要事項を報告しなければならない。

## **4. 事故時の対応**

受注者は、発注者が保有する情報の不正使用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、その対応について協議する。

発注者は、受注者に対し、問題の対処に必要な措置を求めることができる。

## **5. 事故時の責任分担**

受注者の責に帰すべき事由により、発注者が保有する情報の不正使用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより発注者または第三者に損害を生じさせたときは、受注者は発注者または当該第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

## **6. 電磁記録媒体等の取扱い**

業務の情報等を電磁記録媒体等へ保存する際には、CD-R 等では追記不可の措置を行い、CD-RW 等の追記可能な電磁記録媒体等は使用しないこと。また、廃棄する場合には物理的に破壊または破砕すること。電磁記録媒体等を送付する場合には、破損から保護するため、堅固なケース等に入れて送付すること。

## 第5章 保証等

本業務には、以下に示す保守サービスが受けることができるものとする。

なお受注者は、納入品全てに関して、発注者に対する一元的な窓口となること。

### 1. 契約不適合責任

(1) 納入業者は納入から1年間、契約不適合に対する責任を負うこととする。

(2) 契約不適合責任の内容は、機器の修理で対応できるものは修理を行う。それ以外は無償にて機器を入れ替えること。

### 2. 初期不良対応

納入された機器について、納入から半年以内に台数の30%以上に同様の不具合が発生した場合は、初期不良として全機器を取り替える責務を負うこと。また、この作業にかかる費用については、受注者で負担することとする。

## 第6章 機器仕様

### 1. 共通事項

機器は新品とし、自作・中古品・再生品は不可とする。

### 2. ハードウェア

#### (1) 機種

|           | 項 目                  |
|-----------|----------------------|
| プリンター     | Satera LBP453i       |
| ペーパーフィーダー | 590 枚ペーパーフィーダー PF-H1 |

#### (2) 数量

プリンター：24台

ペーパーフィーダー：24台

### 3. その他

見積に搬入手数料を含むこと。

以上